

萩藩中期の山代紙

一一〇

田中誠二

はじめに

本稿は、萩藩中期の山代請紙制について、具体的に明らかにしようとするものである。紙は米と並んで、前期と中期の萩藩財政を支えた二大柱の一つであり、その動向は藩財政と密接な関連を有した。

山代請紙制は、田方・畠方・楮方の本所務（本年貢）を紙で納入するという特異な徵租法と、紙の専売制が重なったシステムである。その複雑で特異な制度の本質の解明は、御園生翁甫『防長造紙史研究』以来、あまり進んでいない。

本稿の課題は、前期山代請紙制理解を前提に、中期の山代請紙制の展開を具体的に明らかにし、御園生の研究を一步でも進めることであり、また、並行して検討している藩財政との関係の解明にある。

一 前期山代請紙制の概要

山代請紙制の成立については、前稿⁽²⁾で明らかにしたが、要約すればつぎのようになる。

第一に、慶長十二年（一六〇七）の三井検地により、山代では大量の小成物（有用樹木）が石盛をされ、そのほとんどが楮であった。楮一釜が、一斗三升に石盛をされ、他の畠方と同じく、高一石に銀一〇匁を収納した（楮一釜に銀一匁三分の収納、米一石＝一三・七匁の和市。○・一三石×一〇匁＝一・三匁）。三井検地は、七ツ三分成の検地であった。三井検地での産物への注目度は高く、楮・塙・漁獲など中世の達成を取り込もうとするものであつた。三井検地での山代蔵入石高は、二万石であつた。

第二に、寛永二年（一六二五）の熊野検地では、楮一釜が高一斗九升に石盛をされ、高一石に六・八五匁を収納した（楮一釜に銀一匁三分の収納、米一石＝一三・七匁の和市と一〇匁の和市の併存。○・一九石×六・八五匁＝銀一・三匁）。熊野検地は、五ツ成の検地であつた。山代は全域蔵入に編入され、石高は四万八〇〇〇石余。

第三に、寛永五年に山代楮究が行われた。楮一釜は三斗一升に石盛をされ、石高一石に一〇匁が収納されることになった（楮一釜に三匁一分の収納、米一石＝一〇匁の和市。○・三一石×一〇匁＝三・

一匁）。この楮究の「御帳面楮」は、七万二〇〇〇釜であった（楮

石にして二万二三三〇石）。ここにそれまでの小成物の一種としての楮から、山代に固有の楮石（畠方小成物の一種から楮方の成立へ）が成立した。これを前提に寛永七年頃、山代紙の「御買上」（専売）が始まり、田方・畠方・楮方の本所務（本年貢）を紙で収納する（紙年貢）山代請紙制が成立した。寛永二〇年分の山代石高は五万七二八六石、この物成辻は七〇〇貫目と見積られ、そつくり江戸出費に引き当てられる、藩財政の二大柱（米と紙）の一つとなつた。正保三年（一六四六）仕組（給領の二割上知）の間は、大坂運送米五万石、大坂運送山代紙二万丸が標準であつた。

第四に、承応二年（一六五三）の予算大綱では、山代石高五万九八〇石、諸引方（永否・庄屋給などの年貢控除高）四五四石を引いて、現高（年貢基準高）は田方二万四二六五石・畠方一万二二〇六石・楮方二万三〇五五石である。田方は四ツ物成と口米合わせて約一万石を山代定和市の三石替（銀一〇〇匁＝米三石、すなわち米一石＝三三・三匁）で三三三・三貫目、畠方は石高二石に銀一〇匁の畠銀一一・四貫目、楮方は楮石一石に銀一〇匁の楮銀二三三・三貫目、合計六六八貫目がこの時点での山代本所務である。こまでは石高計算であり、かつ田方は米納（寛永検地以降は五ツ成のところ、山代の石高が異常に高いので、四ツ成に抑えてある）、畠方・楮方は銀納（一部免違があるが、石高一石に銀一〇匁の貫徹）という収納法に基づいている。石高制の徹底した活用である。図(1)

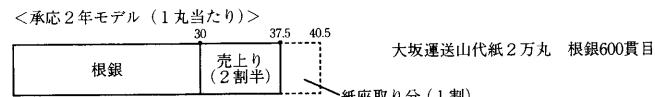
を参照。

右の積算した本所務六六八貫目を、根銀価格（この時点では一丸¹¹銀三〇匁）で「御買上」になる（紙で払え）、というのが山代請紙制の核心である。ただ、

承応元・二年は楮不熟により、二万丸の根銀六〇〇貫目を紙で収納し大坂に運送・売却する。根銀価格の二割五分が藩の売却

図(1) 承応2年(1653)モデルと万治元年(1658)モデル

石高計算		承応2年(1653)モデル		万治元年(1658)モデル	
山代添石共	=59980石	田方現高24265石	物成9706石(4ツ成にして)	口米を合わせて約1万石	
△諸引方454石		畠方現高12206石			
現高59526石		楮方現高23055石			
山代本所務					※山代定和市3石替(米1石=33.3匁)
山代にて売米代銀(米1万石)333.3貫目					
山代畠銀(畠方現高×10匁)	111.4貫目				
山代楮銀(楮方現高×10匁)	223.3貫目				
計	668貫目				



※出典：毛利家文庫継立原書11「御両国御藏入物成を以指引物付立」(承応2年4月1日)

<万治1年モデル(1丸当たり)>

根銀1丸30匁	42	売上り12匁(4割買切)
---------	----	--------------

出典：毛利家文庫運用物近世前期898「当職手元役児玉就辰書状」(万治元年9月28日)

明暦三～万治元年（一六五七・八）ころは、大坂廻着高二万四〇〇〇丸・「御売上り四割」となつた。図（1）の一丸当たりのモデルを参照すれば、一目瞭然である。明暦・万治頃には、「御売上り四割」と大坂廻着二万四〇〇〇丸が定着したとみてよい。

もう一つ提示しておかねばならないことがある。「御帳面楮」である。寛永五年の山代楮究での「御帳面楮」は、慶安四年（一六五二）の史料に「先年より楮釜数七万弐千余之御定にて、一釜三匁一分之御調仕来候」とあるものであり、楮検地によるものである。「御帳面楮」は、山代請紙の根帳簿であり、目標・ノルマである。承応二年の楮銀二二三貫三〇〇匁を、楮一釜の収納三匁一分で割ると七万二〇三三釜となり、帳面楮の数と一致する。右の帳面楮七万二〇〇〇釜は、一丸リ三・〇七釜漉きなら二万三四五二丸、三釜漉きなら二万四〇〇〇丸となる。この数字に先ほどの根銀一丸リ三〇匁を乗ずると、七〇三・五六貫目、約七〇〇貫目となる。すなわち「御帳面楮」は、ノルマ（労働の基準量）でありガイド・ライン（政策指針・指導目標）である。帳面楮÷三・〇七×根銀三〇匁÷一〇〇〇リ七〇〇貫目の数式が立つ。田方物成米の山代定和市による再投下代銀、畠銀、楮銀の積算である本所務は、「御帳面楮」からの計算と一致するはずのものと考えられていたに違いない。石高・収納からする計算と、「御帳面楮」からする計算が、大まかには一致するとの想定である。後述するように、それが寛保三年（一七四三）に行われた、その時点で一万五五〇〇石あつた楮石の「宥免」（楮

石は畠への二重年貢と認識されていた）を可能にした。楮石を解消しても、「御帳面楮」さえ押えておけば、請紙制は維持される。

「御帳面楮」の変遷はつぎのようである。最初の寛永五年楮究（検地）の七万二〇〇〇釜が最も高く、その改定は寛文七年（一六六七）の六万一年（一六九七）の六万一千四釜、貞享検地（一六八七）の六万二三七〇釜であり、およそ二万丸と見ればよい。元禄十一年（一六九七）の楮押は、帳面楮の六万二三七〇釜（この頃標準の一丸リ三・六丸）は変えずに、現楮を五万釜（一万六二一八七

図（2）寛文9年分山代紙見積り

寛文9.3.12「山代大目積覚」		寛文9.7.21「山代当内積覚」		寛文10.5.21「寛文九年分漉立紙代銀并断銀付立」	
本所務633.4貫目	山代田方物成代銀立用 320貫目 山代銀成（畠銀・楮銀）立用 313.4貫目	御用紙并御遣物紙代銀 52.5貫目 630貫目 御壳紙の内物成銀立用 577.5貫目	御用紙 773丸・50.4貫目 松村長介壳紙 2500丸・102貫目 大黒屋善四郎壳紙 26026丸・967.372貫目 内 御公納紙代銀之分 470.1貫目 (12647丸)	本所務分合計 15920丸・622.5貫目	御断銀度々申請分 13379丸・497.26貫目 先御買物方 80貫目 御貸銀方 155 \" 断銀出資元 地下小遣銀引当 17.1 \" 地下馳走銀 12.9 \" 過上銀（古着買引当） 62.5 \"
断銀 390.76貫目	買楮代 75貫目 道具・灰代 30 \" 地下買米代3500石 195 \" 小払銀 36 \" 馳走銀 12.9 \" 過上銀（古着代） 41.86 \"	断銀 422.5貫目 (買米3600石（1石=50匁） 180貫目 買楮代銀引当 120 \" 釜灰道具代銀 30 \" 地下小遣銀引当 17.1 \" 地下馳走銀 12.9 \" 過上銀（古着買引当） 62.5 "	合計1052.5貫目	合計29299丸・1119.77425貫目 (1丸≈38.2匁)	
	合計1024.16貫目				

丸)とし、二四・七四%の被楮(かづきこうぞ)を設定した。被楮の部分は増漉きと位置付けられ、買楮代・楮修甫飯米などの増仕入が投資された。

第五に、寛文九年(一六六九)の山代請紙制の実態は、図(2)のごとくである。寛文九年三月十二日の「山代大目積覧」(「山代例年御所務辻を以、大もくろみ如件」とある)では、「山代田方物成代銀立用」三二〇貫目(山代田方物成を山代定和市三石替で地元に「御仕入」つまり売却する代銀で、一旦収納した米を紙収納の度々に「売」り渡す。米額を逆算すると九六〇〇石で、山代田方物成に近似する)と「山代銀成之分立用」(畠銀と楮銀)三一三・四貫目の合計は、六三三・四貫目となり、これが本所務であり、公納紙として決済される。一方、「断銀」(仕置銀からの投資で、「断紙」で決済される。増仕入・増漉きに当たる)は、買楮代(八月に必要な他国楮を買う準備銀)七五貫目、道具・灰代(八月に必要な煮釜はかの道具代)三〇貫目、「地下買米代」三五〇〇石分(八月・十一月に半々で必要な紙修補・紙漉飯米代、地下相場一石八斗替)一九五貫目、小払銀三六貫目、馳走銀一二・九貫目、過上銀(古着を買い与える)四一・八六貫目、合計三九〇・七六貫目である。本所務分六三三・一貫目と「断銀」三九〇・七六貫目を合わせると一〇二四・一六貫目となり、本所務分は全体の六一・八%となる。

ここで重要なことは、本所務は田方物成売却代銀・畠銀・楮銀の積算で構成されていること、田方物成を山代定和市三石替(米一石

二銀三三・三匁)にして地元に「売」つてること、山代田方石高は紙を収納する目的で異常に高く設定しており、他郡のように五ツ成の収納は無理で四ツ成がせいぜいであったこと、山代定和市は延宝三年(一六七五)に二石六斗替(米一石二三八・四六匁)に改定されるまで三石替のままであったので、地下相場との間で大きな逆鞘が生じていたこと、増漉きの仕入米は地下相場(この時点で一石八斗替すなわち米一石二銀五五・五匁)であったことである。また、「断銀」の中身で重要なことは、まず山代農民の飯米は、田方物成の買米(「御仕入米」)だけでは不足しており、紙修補飯米・紙漉き飯米として三五〇〇石もの他宰判からの移入米を必要としていたこと、過上銀が出たときのみ古着を買い与えられていたこと(以上農民の再生産部分の不足)、紙の増漉きには地楮のみでは不足しており、この頃は他国楮を移入していたこと、道具代・灰代や小払、馳走銀(付加税の一つ)などの必要経費・雜税が本所務では認められず、「断銀」で補充するしかなかったこと、などである。山代農民は、再生産部分を確保しようとすれば、公納紙を超えて断紙を増漉さる必要があった。

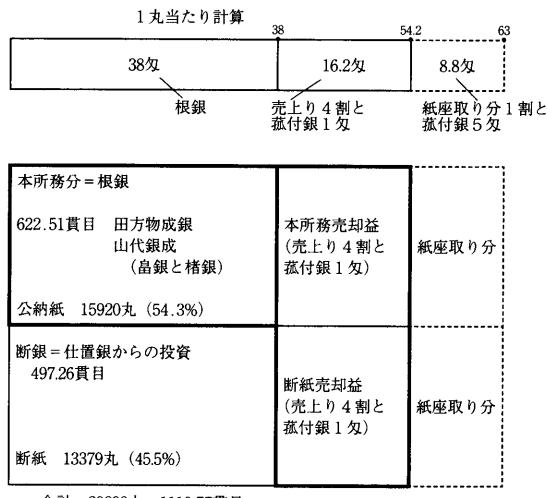
さて六万一七〇〇釜(これは寛文七年改定の帳面楮である。「製紙録」の寛文七年帳面楮六万一六一四釜と一致)を一丸二二釜五把漉き(これは無茶な計算で、市場では薄紙として嫌われたに違いない)。元禄期には一丸二三・〇七釜漉きが標準である)で二万四六八〇丸、買楮による増漉き分三〇〇〇丸、計二万七六八〇丸と見積つ

ている。さきほどの一〇二四・一六貫目をこの二万七六八〇丸で割ると、一丸＝三七匁丁度の根銀が出る。石高・収納の側からの計算、すなわち田方物成の売却代銀・島銀・楮銀の積算（本所務分）に「断銀」を合わせた合計銀額が、帳面楮の側からの計算、すなわち六万一七〇〇釜（一一・五釜灑きで二万四六八〇丸）と買楮による三〇〇〇丸との合計二万七六八〇丸に根銀一丸＝三七匁を乗じた額がぴったり一致する。

寛文九年七月二十一日の「山代当内積覧」⁹⁾では、三月の目積を若干修正している。公納紙（本所務分）は六三〇貫目、内「御用紙并御遺物紙代銀」五二・五貫目である。内数の記載は、藩の御用紙と贈答用の上質紙であり単価の高い部分である。「断銀」（増仕入分）は、買米三六〇〇石代銀（二石替、すなわち米一石＝銀五〇匁）一八〇貫目、買楮代銀引当（八月末）一二〇貫目、釜灰道具代銀（八月末）三〇貫目、地下小遣銀引当（八月末）一七・一貫目、地下馳走銀（十一月）一二・九貫目、過上銀（古着買代引当）六二・五貫目、以上四二二・五貫目である。本所務分六三〇貫目と「断銀」四二二・五貫目の合計は、一〇五一・五貫目となり、三月の目積より一八貫目余増えている。この二つは、あくまで見積りである。

寛文十年五月二十一日「寛文九年分灑立紙代銀并断銀付立」¹⁰⁾では、公納紙は、御用紙五〇・四貫目（七七三丸）、松村長介売紙一〇二貫目（二五〇〇丸、萩町人による萩売紙）、大黒屋善四郎売紙のうち公納紙代銀四七〇貫目余（一万二六四七丸相当、京町人大黒屋に

図(3) 寛文9年(1669)モデル



出典：益田家文書18-3「山代代官栗屋就政賞」（寛文8年）
益田家文書17-1「寛文九年分灑立紙代銀并断銀付立」
(寛文10年5月21日)
益田家文書17-1「寛文九年分山代灑立紙皆済付立」
(寛文10年5月28日)

寛文十年五月二十八日の「寛文九年分山代灑立紙皆済付立」¹¹⁾は、

よる大坂売紙）の計六二二・五貫目余である。「断銀」（断紙）は、四九七・二六貫目（二三三七九丸相当）で全額仕置銀による出資であり、大黒屋大坂売紙である。公納紙代銀と断銀の合計は一一一九・七七貫目余、公納紙・断紙の合計は二万九二九九丸である。本所務分の割合は五五・六%で、見積りの六三〇・六三三貫目から若干減少し、断銀がかなり増加している。一丸＝三八匁が根銀であつたと見られる。断銀が全額仕置銀から出資されているのが当該期の特徴であり、仕置銀は藩主裁量の特別会計である。

皆済一紙である。御用紙七七三丸（五〇貫目余）・松村長介壳紙二五〇〇丸（一〇〇貫目余）・大黒屋壳紙二万五六・八六丸（九七一貫目余、御用紙・萩壳紙以外の公納紙代銀と断銀）、合計二万九四五九丸（一一二二・七五貫目）である。一丸＝三八匁の根銀設定である。根銀の「御売上り四割」と菰付銀（余慶である）一匁で構成される売却益が加わって、一丸当たり五四・一匁が藩取り分である。

外に「山代覚書」に出てくる紙座取り分の「一割」（三・八匁）と菰付銀五匁があつた筈であるから、全体で一丸＝六三匁の売値となる。全体は、図（3）の寛文九年モデルとなり、公納紙（本所務分）と断紙の根銀と「御売上り銀」（売上り四割と菰付銀からなる売却益）は図のごとくである。藩の取り分けは、本所務と同売却益、それに断紙の売却益である。もちろん断銀は投資分（差引損徳なし）であり回収され、同売却益のみが純益である。

以上が前期山代請紙制の概要であり、次章の中期請紙制理解の前提となる。

二 中期の山代請紙制

中期山代請紙制は、貞享検地（一六八七）の石高と帳面楮が起点となる。「下村弥三右衛門手扣」^{〔13〕}記載の貞享検地楮石一万九三五一・九七石（一釜＝〇・三一石であるから六万二四二六釜）と、「製紙録」記載^{〔14〕}の山代楮方物成銀高一九三・三四八八八貫目（一釜＝三・一匁

收納だから六万二三七〇釜）が一致する。「製紙録」の他の記載^{〔15〕}でも、「先御帳面六万武千三百七拾釜余」とある。この帳面楮は、寛文七年楮改の六万一六一四釜からあまり変わっていない。

貞享檢地前後の山代紙の大坂での景気（売却動向）を見ておく。寛文の最盛期には、大坂廻着二万五、六〇〇〇丸、売上り五割に菰付銀六・一三匁もあつたものが、延宝六年（一六七八）頃には売れ残りが出て、売上り五割に五匁引き（元値を一丸＝四〇匁と仮定すると、売上り四割を切る）で売った記事がある。^{〔16〕}また、元禄二年（一六八九）の記事には、次のようにある。

一筆令啓達候、山代帯売払之景氣惠敷、去年帯も漸當夏迄二五わり十匁引ニして、代銀七月延ニ壹万三千余売払、大分之御公損、（下略）

然者道可義者御存之通先年帯支配被仰付候へ共、其節者諸国之脇帯等も多無之、紙はやりめの時分ニ候、近年者夫ニ引替、脇帯も大分ニ相成不景氣之時分にて、時節相違之儀ニ候、道可申様ニ、紙之儀私など存候節とハ時節違候へ共、山代帯之儀者根本本座帯と申候て半紙之頭帯之儀ニ候へ者、今以本座帯、藏半紙など、申候て無隱帯之儀候處、かやうニはや捨り物之様ニ相成候段、第一御公損と申、帯支配之者も迷惑成儀ニ候、三人之望出（中略）畢竟五わりニハ売立可申とのうてあいニハ候へ共、五わり之内一わり口銭被遣筈ニ候故、正味上納之所ハ大分之御勝手とも不相見、（下略）

元禄二年のこの記事でも、山代紙は売れ残り、五割に一〇匁引き（元値を四三匁と仮定すると、二六・七%上りにしかならない）で売り払う始末である。万治・寛文期に紙座に關つた国元商人塩田屋道可は、かつて山代紙は本座紙といわれ半紙の筆頭であつたが、はや廃り物となつたかといふ。三人の大坂商人は、五割上りの一割の口銭（つまり売上り四割）を持ちかけている。山代紙不調の原因は、「諸國之脇紙」が半紙の先進地であつた山代紙に追い付いてきたことにあると考えられる。貞享検地の帳面楮が、寛文七年のそれとあまり変わっていない理由も同じであろう。¹⁸⁾

貞享検地から一〇年後の元禄十年（一六九七）に、楮押が行われた。

山代楮方依村依人大分之不同有之、御紙漉立六ツヶ敷相成候ニ付、楮押シ諸庄屋より望出、元禄十年秋地下押シ被仰付候処、

楮壹万貳千釜余減、此捨り楮御究之現楮江割付かつきニ而、太
躰御帳面辻無相違様ニ被仰付候、然處御帳面より増申者共作り
出候楮被召取、其上貳割四歩九朱かつきニ而楮買足、御紙漉出
シ御納所迄相整候（下略）

この楮押では現楮を五万釜と認め、帳面楮六万二三七〇釜は変えず、差額の一万二〇〇〇釜余（五万釜に対しても四%余帳面楮との差額を一万二三七〇釜とすれば、五万釜に対しても四・七四%）を被楮（かづきこうぞ）とした。被楮の部分は、「楮買足」して、増漉きをしたという。被楮の部分は、前期の断紙と同じく増漉きで

あるから、増仕入（楮買代など）を必要としたと考えられる。

元禄十一年から増漉紙一〇〇〇丸を地下紙として認め、さらに同十三年から軒別五把楮を仕立てる事となつた。つぎのようにいふ。¹⁹⁾

漬紙千丸元禄十一年分より地下惱ニ被仰付、売上り銀を以楮夏修甫飯米として釜別麦壹升宛被遣、刲又牛御買せ被遣候得共、牛買銀行足不申ニ付、末々御百姓心遣なしひ牛求候様ニ沙汰仕、軒別楮五把宛仕立紙ニ漬立、牛買銀調ニ仕り売上り之分ニして牛町仕立、楮苗買せ先キヽ山代御取立之御恵ミ被仰付儀ニ候この地下紙一〇〇〇丸は、増漉きの一部を、楮修甫飯米・牛買銀楮も、増漉きをもつて牛買銀・楮苗買代・芝居錢・医者取立て銀といつた必要経費に充てるものとして認めたものである。軒別五把楮も、増漉きをもつて牛買銀・楮苗買代・芝居錢・医者取立て銀と同様に地下紙をもつて牛買銀・楮苗買代・芝居錢・医者取立て銀が登場する。

一銀三拾六貫六百拾匁

半紙八百五拾丸

但、右ニ有之家数五千貳百三拾軒分、軒別五把宛ニして、

楮貳千六百拾五釜有之筈、釜別拾四匁宛之漬立ニして、丸別四拾三匁押ニして若斯、

一同拾八貫三百五匁

右之紙売上り也、五割付ニして、

以上五拾四貫九百拾五匁

三拾六貫六百拾匁

但、右之紙根銀手取分、牛買候者者直様牛買銀調ニ立用之筈、

拾五貫目程

但、山代中人數三萬人程有之ニ付、壹人五分宛ニして芝居錢ニ引當、（下略）

三貫三百五匁

但、死牛有之節、買替候而遣候代銀ニ引當、

以上五拾四貫九百拾五匁

一銀拾貳貫七百五（六）拾五匁

但、半紙八百五拾壹丸分菰付銀丸別拾五匁

宛引當、若此銀者山代医者仕立（下略）

まず、軒別五把＝〇・五釜を五二三〇軒に乘じて、二六一五釜を得る。釜別一四匁（後に把銀と呼ばれる）が丸別四三匁になるのだから、一丸＝三・〇七釜渡きであり、中期の標準的な計算法である。二六一五釜を三・〇七釜で除すと、半紙八五一丸となる。

丸別四三匁は、根銀である。この根銀の売上り五割付けは、二一・五匁である。菰付銀（余禄分）は、丸別一五匁である。以上をまとめると、図（4）の元禄十三年モデルとなる。売値は、一丸七九・五匁の想定である。

図（4）元禄13年（1700）モデル

(1 丸当たり)		
根銀43匁	5割銀21.5匁	菰付銀15匁
	〔御売上り銀〕(売却益) 36.5匁	
43	64.5	79.5

右の五把楮仕組について、山代三老（とくにこれを立案した増野孫右衛門）は、つぎのようにいいう。¹⁸

元禄十年之秋押シ被仰付、減楮壹万弔千釜余有之ニ付、此辻を立茂大分之御公損ニ相成筈ニ御座候へ共、五把楮之方便ニ而三千八百石余之永否も戻り、御紙之儀茂減不申、第一御紙仕出シ迄能相成、御利徳増御為宜相成候事、

ここで言つてゐることは、元禄十年の楮押で現楮五万釜・被楮一万二〇〇〇釜（正確には一万二三七〇釜）となり、被楮を永否（永荒れで年貢控除となる石高）とみれば、石高にして三八〇〇石余となる（一二〇〇〇×〇・三一＝三七一〇）。正確には一一三七〇×〇・三一＝三八三四・七）。また公納紙も減少するはずのところ、五把楮の方便で、永否も戻り、公納紙も減少しなくなつた。第一公納紙の品質も良くなり藩の利益になつてゐると。地下紙・五把楮によつて、山代人民の耕作意欲が増したことを言いたいのである。

表（1）は、宝永三年山代皆済一紙である。田方は、反当一・〇六二石と高石であり、面積比では二二・四五%を占めるにすぎない¹⁹。田方石高は、前述の承応二年（一六五三）の田方現高二万四二六五石とほとんど変わっていない。島方現高は、一万二二〇六石から三〇九二石増加している。楮方（楮石）は、一万九三五一・九七石で、「下村弥三右衛門手扣」の貞享檢地楮石と一致し、一釜＝〇・三一石で計算すると、六万二四二六釜の帳面楮高となる。楮方は、

表(1) 宝永3年秋山代皆済一紙

米方

項目	面積(反)	石高(石)	銀(貫目)	米(石)	備考
田方	12031.573	24809.785			
畠方	41550.887	15332.349			
楮方		19351.970			62425.73釜、1釜=0.31石
総計	53582.460	59494.104			

内

諸引方	602.015			
残(現高)	58892.089			

内

畠方(現高)	15298.276	152.98276	畠銀
楮方(現高)	19334.889	193.34889	楮銀、釜別3匁1分。
田方(現高)	24258.924	9703.5696	四ツ成
口米		291.1071	物成米の3%。
3カ村種子利米元利		228.7460	中須北・同南・金峰の3カ村。
米方合計		10223.4227	

銀子方

畠方銀	152.98276		
楮方銀	193.34889		畠銀と楮銀で346.33165貫目
紙漉船役銀	9.07300		
石別3厘5毛銀	2.06123		
花香米役銀	0.30257		
山札役銀	0.31000		
酒屋御馳走銀	9.50000		酒屋23軒。
鮎川役銀	1.00000		
合計	368.57845		

外に浮役方(鳥毛・汎紙・細引)あり。

屋敷数553軒。先年より諸役免除。

※出典：御歴生翁甫『防長造紙史研究』40～43頁「山代諸覚日記」。

※皆済一紙による山代物成銀の推計

畠銀：畠方現高 $15298.276 \text{石} \times 10 \text{匁} \div 1000 = 152.98276 \text{貫目}$

楮銀：楮方現高 $19334.889 \text{石} \times 10 \text{匁} \div 1000 = 193.34889 \text{貫目}$

田方物成・口米代： $9994 \text{石} \times 38.46 \text{匁} \div 1000 = 384.36924 \text{貫目}$

計 730.70089貫目

面積記載を欠いており、多くの楮が畠に植えられて畠の二重年貢といわれ、ほかは山野や空閑地に植えられていたことを表している。諸引方(永否や庄屋給で年貢控除高)を除いた現高(課税基準高)に、田方は四ツ物成の米九七〇三石と三%の口米二九一石、畠方は高一石に一〇匁の畠銀、楮方は高一石に一〇匁の楮銀である。以上が本所務であり、あとは雑税である。田方物成・口米は、そのまま地下

表(2-1) 山代年々御紙漉立目積(宝永3年調)

項目	銀(貫目)	備考
公納紙	1100.000	

内

江戸・京・大坂・萩御用紙	50.000	長府・清末御買上紙共に。 半紙凡そ23300丸余、丸別45匁程の積り。帳面楮・諸除共
半紙(壳紙)	1050.000	63160金、釜別14匁、把銀884.24貫目。此外楮貢銀154.114貫目の御仕入10匁を14匁の把銀にして215.76貫目。

地下敷1000丸御仕入	45.000	元禄11年分より増漣の半紙1000丸を地下敷として省免、御仕入銀は大坂蔵屋敷より年々43貫目宛借用。
五把楮代	37.950	元禄13年分より軒別五把。
角屋紙年々300丸	13.000	本銀(延宝1年より30丸増漣売買を免許)。
諸庄屋頬母子紙400丸	28.000	本銀(貞享4年より始まる)。
身骸楮300丸	14.000	本銀(天和より元禄初年に始まる)。
黒保5000丸	67.000	本銀
以上	1304.950	

表(2-2) 山代年々御仕入銀差引積り

公納紙年々漉立目積銀	1100.000	
内		
山代御物成銀に引当	730.000	
御仕入米2700石之代	168.750	1石6斗替(1石=62.5匁)。
小計	898.750	
残	201.250	
公納紙大坂・萩運賃引当	15.000	
公納紙の内払付銀3匁地下へ立遣分	69.300	公納紙の内半紙23100丸の分。
黒保御仕入銀の分	74.000	
以上	359.550	年々現銀を以萩より御仕送被仰付分。

※出典：御歴生翁甫『防長造紙史の研究』44～47頁「山代諸覚日記」。

○貫目余となり、皆済一紙からみた山代本所務である。

表(2-1)は宝永3年の「山代年々御紙漉立目積」、表(2-2)を、「山代年々御仕入銀差引積り」である。前掲表(1)と表(2)を、

統一的に理解しなければならない。

まず表（2—1）の「帳面楮・諸除共」六万三二六〇釜は、帳面楮六万二四二六釜と諸除七三四釜の合計である。釜別一四匁の「把銀」（わぎん）を六万三二六〇釜に乗ずると、八八四貫目余が得られる。把銀一釜＝一四匁を一丸＝三・〇七釜漉きとすると、一丸＝四三匁の根銀となる。この八八四貫目余に楮買銀一五四貫目余（これは増漉き分である）の把銀換算二一五貫目余を加えると「公納紙仕入」一一〇〇貫目となる。ここで注意しなければならないのは、本所務分と増仕入分を合わせたものが「公納紙」と称されていることである。元禄十年楮押の現楮五万釜（本所務分）・被楮（増仕入を必要とする分）は、あくまで帳面楮六万二三七〇釜（あるいは下村手扣の六万二四二六釜）の内なので、両方とも「公納紙」の建前なのである。

つぎの五廉は地下紙であり、地下紙一〇〇〇丸は、元禄十一年分から増漉半紙の内を地下救いとして認めたとある。根銀は、注記にある四三匁である筈だが、一丸＝四五匁の計算になつていて、和市対応であろう。宝永六年には、地下紙三七〇〇丸となる。黒保五〇〇〇丸は、六七貫目で買い上げることになつており（一丸＝一三・四匁）、これも専売制による売却益を生む。

表（2—2）の「御仕入米」一七〇〇石は、本所務分の「御仕入米」ではなく、他宰判から移入される増仕入米であり、和市は一石六斗替（一石＝六二・五匁）である。山代定和市は本所務分に属し、

前述したように、はじめ三石替（一石＝三三・三匁）から延宝三年に二石六斗替（一石＝三八・四六匁）に改定され、明和六年（一七六九）に二石五斗替（一石＝四〇匁）に再改定された。当該期は二石六斗替と推定する。増仕入分は、地下相場あるいは御買米値段である。本所務分（正租）の「御仕入米」と増仕入米（投資）との区別は重要であり、和市に相当な差がある。山代定和市では、地下和市との間で相当な逆転が出ることになる。

表（2—2）で重要なのは、「山代御物成銀に引当」七三〇貫目である。これは、本所務分であるとみられる。先にみた表（1）皆済一紙の本所務分推計七三〇・七貫目とぴたり一致する。

以上から、帳面楮六万二四二六釜（＝二万〇三三四丸）のうち現楮五万釜が本所務分（前期の公納紙）、差額の被楮（一万二四二六釜＝四〇四七丸）が増仕入を必要とする分（前期の断紙）という仮説を提示しておきたい。

つぎに、宝永六年（一七〇九）モデルは、図（5）の通りである。一丸＝本銀四五匁、売上り五割であり、菰付銀を元禄十三年モデルの一五匁とすれば、売値八二・五匁となる。「本銀」というのは、貨幣改鑄による「銀狂い」と物価高の影響を回避するために、「八〇錢」（一匁＝八〇文の和市、五〇匁＝四貫文）の和市を用いたという意味であろう。一丸＝四五匁は、根銀をも意味するが、宝永（元文期の貨幣混亂期の例外措置であるとみられる）

このモデルと表（2）を用いて、前述の宝永三年漉き紙を試算し

図(5) 宝永6年(1709)モデルと享保19年(1734)モデル

(宝永6年モデル (1丸当たり))		
本銀45匁	5割銀22.5匁	蕪付銀15匁
45 67.5 82.5		

宝永3年漉き紙の試算		
本所務分 (山代物成銀) 730貫目 16222丸 (49801金)	(365貫目)	(243貫目)
「公納紙」計1100貫目 24444丸 (75043金)		
増漉き分 370貫目 8222丸 (25241金)	(185貫目)	(123貫目)
地下紙 137.95貫目 3065丸 (9409金)	(69貫目)	(46貫目)

(享保19年坂モデル (1丸当たり))		
仕入根銀45匁	5割銀22.5匁	蕪付銀12匁

※出典：「製紙録」の宝永6年9月23日「山代三老覚」。

てみよう。図(5)の試算がそれである。本所務分（山代物成銀）は、七三〇貫目を一丸¹¹四五匁で除して一万六二三三丸（三・〇七釜漉きで四九八〇一釜となり、元禄十年現楮五万釜に近い）である。「公納紙御物成銀」一一〇〇貫目は、本所務分七三〇貫目と増漉き分で構成されているはずであるから、増漉き分は三七〇貫目である。三七〇貫目を一丸¹¹四五匁で除して八二二二丸（一丸¹¹二・〇七釜漉きで二万五二四一釜）を得る。増漉き分は、被楮一万二三七〇釜の二倍を超える投資がなされていることになる。本所務分と増漉き分を合計すると、二万四四四四丸（七万五〇四三釜）となる。表(2-1-2)に、「公納紙」の内半紙二万三一〇〇丸という記述があるので、「公納紙」二万四四四四丸から半紙以外の御用紙ほかを引いた数としてほぼ食

い合う。表(2-1-1)の地下紙五廉の計は、一三七・九五貫目である。これを一丸¹¹四五匁で除すと三〇六五丸（九四〇九釜）となる。地下紙は、宝永六年には三七〇〇丸となる。「公納紙」（本所務分と増漉き分）と地下紙の合計は、二万七五〇九丸（八万四四五二釜）となる。

寛文九年（一六六九、図3の一丸¹¹三八匁モデル）モデルとの宝永三年（一七〇六）試算とを比較すると、本所務分は六二二貫目余・一万五九二〇丸から七三〇貫目・一万六二三三丸へ、増漉き分は四九七貫目余・一万三三七九丸から三七〇貫目・八二二二丸へ変化している。宝永三年の地下紙を増漉き分に加えると、五〇七貫目余・一万一二八七丸への変化ということになる。惣漉き紙数は、二万九二九九丸（一一一九貫目余）から二万七五〇九丸（一一〇〇貫目と地下紙一三八貫目）への変化である。帳面楮は、六万一六一四釜から六万二三七〇釜へとあまり変わっていない。近世全期を通じての山代紙の頂点とみられる寛文期に比較して、よく健闘していると言つてよい。前期に半紙の本座紙・「しにせ」といわれた山代紙は、元禄期には諸国紙に追いつかれている。そのなかでの紙数維持を「健闘」と思う。これを支えたのは、寛文期の大量の断銀（仕置銀からの増仕入＝投資）、元禄・宝永期の増仕入と地下紙認可である。増仕入・地下紙こそが、山代「紙屋」（紙漉き百姓）の再生産を可能にした。前掲「山代三老覚」（元禄十四年）の「五把楮之方便二而三千八百石余之永否も戻り、御紙之儀茂減不申、第一御紙仕出シ

迄能相成」というのは、増仕入・地下紙認可によつて再生産が可能となり、勤労意欲も出でてきたことを指していりる。

ところが、宝永六年九月二十三日の史料⁽²³⁾によれば、半知の馳走米を命じられた家臣救済のために、藩は大坂での八〇〇貫目借銀（「大坂借」という）を計画し、これの引当（抵当）に山代地下紙三七〇〇丸を充てる話が持ち上がつたのである。地下紙三七〇〇丸の内容は、増漉紙半紙一〇〇〇丸・五把楮紙同八六〇丸・しんがい楮紙同三三〇丸・角屋謄紙同三〇〇丸・借銀調紙月牌料紙同七〇〇丸・地下仕組紙小菊紙一二〇丸・賴母子紙菩提同板紙四〇〇丸である。前述の宝永六年モデルのもとになつたものである。萩付銀は、年々変わるので記載されていない。半紙一丸＝本銀四五匁、五割銀一丸＝一二・五匁である。そのあとにつぎのような記述がある。

以上紙数三千七百丸

本銀百七拾貫目程

五割銀八拾八貫五百目

以上銀式百六拾五貫五百目

右山代為地下仕組之漉立相成候諸紙、今度於大坂借銀八百貫目年々元利且納引当ニ相成候、紙數付立右之通ニ御座候、右之地下紙代銀例年十月頃大坂より取下、翌年地下紙漉立之仕組旁諸

払方仕儀ニ御座候、然処ニ今度之大坂借來寅暮借用被仰付、卯暮より且納相成候、公儀より之御調銀年々十一月切ニ、無間違萩より山代江御仕送相成候様被成御沙汰可然奉存候、左候ハ、

大坂銀先之利且納之儀者、地下紙買（売カ）立銀を以直様相整可申候、十一月萩より御整銀延引仕候へハ、地下仕払不相成仕組相違仕義ニ御座候間、弥御物切無相違御仕送被仰付候様ニ被成御沙汰可被下候事、

銀八〇〇貫目を宝永七年暮に借りて、翌正徳元年（一七一）暮から年賦返還をする。それの一部に充てられるのはいいが、地下紙代銀は例年十月ころ大坂から持ち帰り、紙漉きの元手になるものだから、十一月には萩から山代に仕送りをしてほしい、という。この計画は実行に移されたとみえて、正徳二年二月三日までの関連記事はある。しかし、この一件の結末を示す史料は「製紙録」ではなく、いきなり享保二十年の別件記事に飛ぶ。

「縣令伝記」⁽²⁴⁾には、つぎのような関連記事がある。

享保元年丙申、寺社方・庄屋其外御貸米引る、過上手形現銀ニ成、本郷八幡芝居止ム、寺社家其外拵米トして、前々より六月調の御貸米止ム、増野孫右衛門仕組此時ニ崩れたり、

同三戊戌三月、山代百姓愁訴有て、府谷より弐百十弐人、（中略）都合八百五拾六人、三月十一日より騒ぎ、同十九日官市迄出ぬ、（中略）増野孫右衛門仕組崩れたるを歎きて訟を致せしとなり、事ハ旧記に詳かなり、

「増野孫右衛門仕組」とは、前掲史料に「山代地下為仕組之漉立相成候諸紙、今度大坂借銀八百貫目年々元利且納引当ニ相成候」とあるように、地下紙三七〇〇丸の認可による山代地下仕組（成立）

を指す。享保元年（一七一六）にはこれが「崩れたり」という。そ

うである。

の仕組が崩れたことを歎いて、享保三年に山代百姓一揆が起きたと
いうのである。地下紙代銀は大坂借の返済に廻されたが、山代成立
に必須の萩からの仕送りが滞つたのではないだろうか。また、増仕
入の飯米は、米価高騰によつて減少したはずである。地下紙につい
ても、以後の史料に登場しない。

萩藩の財政は大坂・国元の借銀が膨脹し、正徳三年には家臣に半
知を命じ、仕組（行財政改革）を行つた。⁽²⁵⁾ おまけに同年頃から「銀狂い」（おもに四ツ宝銀流通による銀価の暴落）
の影響が本格的に出始め、享保初年には猛威をふるつたという事情
も、右の背景にあつたと考えられる。そのご享保十七・八年の西国
蝗害・疫病も、山代に大きな打撃を与えた。

享保期の山代請紙制の衰退をうけて行われたのが、享保十九年（一
七三四）の山代仕組である。山代官坂時存（在任は享保十九年七
月二十三日～元文三年六月二十一日のおよそ四年）によれば、山代
宰判は「田畠楮石共ニ都合高六万石余と相聞、其御所務公納等單を
以上納被仰付儀と相聞候」という認識であった。山代石高六万石と
いうのは、前掲表（1）宝永三年皆済一紙の五万九四九四石でも確
かめられ、その所務（年貢）を紙のみの上納で済ませるのが請紙制
の本質だという認識も正しい。坂は山代の疲弊を目の当たりにして、
「楮検地被仰付、楮方莫太之及減少候共、其辻を以灑立被仰付之外
有之間數候」と、楮検地の実施を決断した。その内容は、つぎのよ

山代御帳面楮六万弐千釜余之内、（中略）漸三万弐千釜余と申
ニ罷成候、依之猶又令吟味候處、凡五万釜程ニテ候ヘハ、山代
田方・畠方四万石余并楮石引合せ地物成之米銀立用相成ニ付、
壹万八千釜之被楮と相見、其内半方程ハ元禄十壹年被楮被仰付
候例格有之ニ付、其例を以から被ニ申付、半方程ハ被楮ニ対シ
御仕入根銀之外、半紙壹丸ニ付十八匁充之増銀相立、五万釜辻
之公納紙凡壹万五千丸余之沙汰ニ申付、（下略）

帳面楮六万二〇〇〇釜余といふのは、貞享檢地の六万二三七〇釜
（あるいは六万二四二六釜）を指し、この時点まで変わつていない。
今回の楮検地で現楮三万二〇〇〇釜になった。五万釜あれば、「地
物成之米銀」（本所務、つまり田方物成の地元売却代銀・畠銀・楮銀）
に「立用」（引当）することができる。五万釜の楮石は、五〇〇〇
〇釜×〇・三一石=一万五五〇〇石となる。楮銀はこれに一〇匁を
乗じて、一五五貫目である。宝永三年皆済一紙では、楮銀は一九三
貫目余であったから三八貫目の減である。楮銀一五五貫目に、宝永
三年の畠銀一五三貫目・物成米売却代銀推定三八四貫目を加えると、
本所務は六九二貫目となる。一方、五万釜の把銀は、五〇〇〇〇釜
×一四匁=七〇〇貫目。五万釜を一丸=三・〇七釜灑きにして一万
六二八六丸の根銀は、一六二八六丸×四三匁=七〇〇貫二九八匁と
なる。この楮釜からの計算七〇〇貫目と、石高計算からの本所務分
六九二貫目が近似する。五万釜あれば「地物成之米銀」に「立用」

できるというのは、このことを意味している。五万釜と現楮三万二〇〇釜との差額一万八〇〇〇釜は、「被楮」（かづきこうぞ）となり、被楮の内半分は元禄十年楮押の例にならつて「から被」とし、残る半分は根銀（一丸 \parallel 四五匁）と増銀（一丸 \parallel 一八匁）を与える。こうして五万釜の公納紙一万五〇〇〇丸（計算上は一万六二八七丸となるが、空被の分を引いたか）の決定とする。この楮検地で重要なのは、帳面楮を事实上五万釜に改定したことである。享保十九年楮検地について、もう少し詳しい史料をあげる。⁽²⁸⁾

元禄拾年御帳面楮高六万弐千三百七拾釜六把壹歩之内、現楮漸三万弐千三百七拾五釜壹把三步有之候、此通ニ而ハ山代御紙も夥敷減少仕、剩地物成御米銀茂他所払ニ相成候様罷成候時者、百姓共渡世茂不相成事ニ付而、元禄年中より引付之式割五歩被楮八千九拾三釜七把八歩、猶又石被之格を以新規ニ式割九歩四朱三味九払、被楮九千五百三拾壹釜九歩共、三廉合五万釜之辻ニ相成、残壹万弐千三百七拾釜六把壹歩否楮ニ相成候、尤式割五歩被之所江対シ、丸別六匁八分宛御救銀被遣候、新規被式割九歩余之分ハ、同弐十卯年より未年迄五ヶ年之間植戻ニして仕法相成、（下略）

帳面楮六万二三七〇釜が、元禄十年楮押で現楮五万釜・二割五歩

被楮（正確には二四・七四%かづき）となつた先例にならつて、享保十九年楮検地は、①現楮三万二三七五釜・②「式割五歩被楮」八〇九三釜・③新被楮（二九・四三九%かづき）九五三一釜の合計五

万釜となつた。②へは丸別六・八匁、③へは五年間楮苗植付け仕法を用いる。なお、この楮検地によつて、前述の宝永三年山代皆済一紙の楮石一万九三五一・九七石は、一万五五〇〇石に減少した（五〇〇〇×〇・三一 \parallel 一五五〇〇）。

○○○○×〇・三一 \parallel 一五五〇〇)⁽²⁹⁾ 以上の享保十九年楮検地の結果は、坂時存によれば次のようである。

其年より春江懸ヶ追々大坂御仕送り之紙殊外宜、御売直段も御仕入之根銀四十四五匁充之外、五わり付とて廿弐三匁、其上ニ菰付とて十式匁ともニ、壹丸ニ付三十四五匁充之御売上り有之、壹万四千丸之御運送紙ニても、凡四五百貫め程之年々御利徳と相聞、翌年より者山代本座紙之名目ニ立戻候事、

仕入根銀は、宝永六年モデルと同じ一丸 \parallel 四五匁とみられるから、五割銀は二二・五匁となり、菰付銀一二匁、売上り銀（五割銀と菰付銀を加えた売却益）は三四・五匁となる。売値段は、仕入根銀四五匁と売上り銀三四・五匁の合計七九・五匁となる。一万四〇〇〇丸の仕入根銀は六三〇貫目、売却益は四八三貫目となる。これを坂モデルと名付けよう。宝永六年モデルとの違いは、菰付銀が三匁少なくなつただけであるが、公納紙は一万丸近く減少したことになる。

モデル比較は、図（5）参照。

つぎに寛保三年（一七四二）の山代代官木梨弥右衛門の書出を検討しよう。それによれば、「元文弐巳年楮方諸国一統之悪年ニ而、於山代楮之虫枯与申程之年並ニ而御座候処、（中略）翌三年分之儀

茂楮方大概式年分同様之參掛りニ御座候」と、元文二・三年（一七三七・八）に山代で「楮之虫枯」というほどの飢饉が起こつた。また、何らかの仕組が必要とされた。

木梨の認識は、「山代楮石之儀、二重御年貢之沙汰ニ相聞候」、山

代百姓は「二重御所務被召上候段、御無躰之様ニ相考候而之儀ニ御座候哉、於山代肝要之楮を嫌申様ニ風俗惡敷罷成候所多ク御座候」というものであつた。楮の多くは畠に植えられており、畠石に畠銀、楮石（楮石に面積はない）に楮銀と、二重の年貢を負担していることを言つてゐる。そこでこの楮石を免除してはどうか、と提案し認められた。「根銀辻之御紙被召上候故、楮石一向被差免候而も、楮方中々疎略不得仕儀ニ御座候」と、楮石を免除しても、帳面楮の紙数を押えて上納させれば、請紙制は維持される。根銀（一丸³⁰ニ四三匁）に帳面楮の紙数（五万釜³¹ニ一六二八六・六丸）を乘ずれば、本所務（七〇〇貫目）となるからである。前述のごとく山代請紙制にあつては、石高・年貢からの積算と、帳面楮からの計算が一致する。こうして寛保三年に、①楮石一万五五〇〇石の免除、坂仕組の②「式割五歩被楮江茂、相応之御仕入」と③「楮植繼之御仕法」の継続がなされた。因みに、寛延元年（一七四八）十一月「都野正兵衛山代地下向諸沙汰伝書」によれば、根銀一丸³²ニ四三匁、山代定和市ニ・六石替、地下和市ニ・五石替である。

延享元年（一七四四）山代代官伊藤景尚の時、「山代を諸郡同様被相改、三老を止られて下代座となる」と、それまで山代勘定は代

官と山代三老に任されていたものを、山代勘定が滞つてゐるという理由で、諸郡と同じく郡奉行座を経る（郡究を受ける）ことに改正し、山代三老を廃止した。また、公納紙三〇〇〇丸（九〇〇〇釜余）を免除した。

延享元・二年に、防長で大洪水が起こつた。特に二年の洪水では、年貢減米二万石余、復旧と救米二万七〇〇〇石余、山代・徳地ほかで「流楮壹万九百拾釜」（半紙にして三九七〇丸）の被害が出、藩財政補填のために家臣に半知の馳走を命じた。³³ちなみにこの年の大坂売却紙の値段は、一丸ニ九五、六匁であった。さらに次の手を打つた。

子・丑両年之洪水大麥ニ而、田畠夥敷當否・永否致出来、百姓共及難儀候ニ付、（中略）銘々受取候御番方御仕入銀之内、壹匁ニ付四厘之引銀仕り、其分を以山代定和市米御買せ、楮修甫増飯米ニして渡方仕候、（中略）御紙於大坂ニ御壳立御德用銀之内、銀百弐拾貫目程宛三ヶ年之間被立下候ハ、御紙皆済之償其外楮増植等を茂申付度通り申出候得者被聞召分、兩年ハ申出之通被立遣、尤三ヶ年目者半分方六拾貫目余被立下、其分地下人別江配分仕、御番皆済之入足、新楮等をも植付、只今ニ而ハ右九千釜余之御省免楮茂追々作り戻シ相成候、然共楮と申もの者諸作ニ勝れ豊凶有之ニ付而、壹ヶ年及不熟候得者地下人及難儀候、

楮九〇〇〇釜免除について、楮修甫増飯米を渡し、また大坂での

紙売却益のうち一二〇貫目を二年間、同三年目に六〇貫目を投資して、皆済の償いや権植付けをさせたのである。

延享四年三月には、山代宰判を奥山代宰判と前山代宰判に分割し、都野正兵衛と松浦茂左衛門をそれぞれ代官に任命した。^㉙

後期に入つて一丸当たりのモデルが知られるのは、宝暦十年（一七六〇）三月の代官都野正兵衛によるものであり、図（6）のごとくである。^㉚

ここで明らかになることは、①「御帳面楮丁大ヤ壱丸分灑立御仕入銀之分」が四三匁となつており、根銀（標準紋相の一丸＝四三匁）が元に戻つてゐる（宝永～元文期は四五匁）こと、②山代定和市が二・六石替（米一石＝三八・四六匁）のままであ

り、増仕入米一・九五石替（米一石＝五一・二八匁）との間に依然逆軸ができてゐること、③増仕入・雜費に当たる分が一八・五匁あり、その中身は修甫飯米（一番・二番・三番修甫の飯米、定和市と

図（6）宝暦10年（1760）モデル

1丸当たり	43	61.5	100
御帳面楮 1丸灑立御仕入銀43匁	増仕入・雜費18.5匁	御売上り銀38.47匁	
(14匁×3.07金＝43匁)			
43匁 { 0.36石 = 13.846匁 御買せ米代（流き飯米） 29.154匁 御仕入銀	18.5匁 { 3.6匁 1.15125匁 6.959匁 0.8235匁 4.616匁 0.591匁 0.787匁 御買銀より 三番修甫麦代 丸別6.8匁銀 海上運賃銀 灑き飯米間欠銀 釜別1升米并一番修甫米間欠銀 二番修甫米釜別5合		
※山代定和市2.6石替（1石＝38.46匁）			
※南和市1.95石替（1石＝51.28匁）			

の逆鞘分）、菰付銀（藩の売却益）の内三・六匁を地下へ還元、海上運賃銀ほかの雜費であること、④「御売上り銀」（五割銀と菰付銀）は三八・四七匁で、宝永六年モデル三七・五匁、享保十九年モデル三四・五匁とあまり差がないこと、⑤売値は一〇〇匁が想定されており、これが高いことによつて、増仕入・雜費の部分がカバーされていること、である。これが中期の落ち着き先であつたと捉えておきたい。

享保十九年（一七三四）以来の大きな仕法替は、明和六年（一七六九）の仕法替である。その要点は、①根山代の帳面楮を四万六五三〇釜としたこと、②一丸＝三・〇七釜灑きを三丸灑きとし、根銀を一丸＝四二匁としたこと、③したがつて帳面楮四万六五三〇釜は、一万五五一〇丸となつたこと、④増仕入一二匁・雜費三・八匁となつたこと、などである。これらの詳しい分析は、後期の山代請紙制を論ずる次稿に譲りたい。

おわりに

萩藩中期の山代紙を検討した本稿で明らかになつたことは、以下の通りである。

第一に、根山代（寛永末に添石となつた三カ村を含むが、正徳三年に添石となつた鹿野四カ村は含まない）の石高は、承応期の約六万石（寛永検地の五ツ成高）から貞享検地（四ツ成高）を経ても変

わらなかつたが、享保十九年の楮検地と寛保三年の楮石免除で減少し、宝暦検地（四ツ成高）で約四万石となつた。享保期の山代衰退が際立つ。山代の石高は、田方の石高が極めて高く、かつ畠への二重年貢と言われた楮石が設定されていた。これは紙年貢を多くするための手立てであつた。

第二に、山代本所務（本年貢）は、田方物成を山代定和市で地元に売った代銀、畠銀（高一石に銀一〇匁の収納）、楮銀（楮石一石に銀一〇匁の収納）の積算であり、これを根銀価格（標準紙の紋相）等級の一丸当たりの設定値段）の紙で収納するという独特の徵租法と、藩の「御買上げ」（黒保も含めて）、すなわち専売制が重なつたものが山代請紙制である。元禄・宝永期に地下紙が存在するが、これは帳面楮ほかで管理された地下紙であり、農民的剩余に繋がらない。その存在をもつて専売制の本質を否定することはできない。

山代定和市（本所務分の「御仕入米」に適用される相場）は、承応

（寛文期の三石替（銀一〇〇匁＝米三石、すなわち米一石＝三三・三匁）から延宝三年に二石六斗替（米一石＝三八・四六匁）に改定され、中期にはこの和市で推移した。つぎの改定は、後期の明和六年の二石五斗替（米一石＝四〇匁）である。前期の断紙、中期の増漉き分に投下される米（他宰判からの移入米で、「増御仕入米」）は、地下相場による。山代定和市と地下和市の間には、藩の側に逆鞘（問欠銀）が生じるが、米価が高いと「増御仕入米」の渡される量が減少し、百姓側が困窮する。

第三に、山代請紙の根帳簿に付けられた帳面楮は、ノルマ（労働の基準量）でありガイド・ライン（政策指針・指導目標）である。石高計算による田方物成（田方現高×〇・四×山代定和市÷一〇〇〇）・畠方物成（畠方現高×一〇匁÷一〇〇〇）・楮方物成（楮方現高×一〇匁÷一〇〇〇）の積算である本所務と、帳面楮による計算が、根銀を介して一致する筈であるという想定がある（帳面楮数÷三・〇七釜×根銀÷一〇〇〇＝本所務）。本所務を紙單（かみひとえ）で皆済するという山代請紙制の本質がここに表れている。

寛永五年の楮改で一釜＝三斗一升に石盛をして以降、この石盛は一貫して変わらない。原料の楮一〇把を一釜で煮、三釜（三・〇七釜で一丸の半紙（一万二〇〇〇枚）が漉ける。一丸＝二・五釜漉きの記述が一部に見えるが、それでは薄すぎて市場の評判が悪くなる。元禄期～明和六年改定までの一丸＝三・〇七釜漉きが標準であろう。明和六年に一丸＝三釜漉きに改定された。

最初の帳面楮は、寛永五年楮改での七万二〇〇〇釜余（一丸＝三三・三匁）から延宝三年に二石六斗替（米一石＝三八・四六匁）であり、近世の最高値である。これは厳しそうなノルマであり、紙漉き百姓の必要労働部分に食い込んでいた。それがやがて断銀＝増仕入を大量に必要とした理由である。増仕入の中身は、楮修甫飯米・買楮代・道具代ほかの飯米や必要経費である。百姓が再生産を確保しようとすれば、帳面楮を超えて増漉きをしなければならない。帳面楮は、寛文七年楮改で六万一六一四釜に減額、貞享検地で六万二三七〇釜となつた。これが中期

の出発点の帳面楮である。さらに元禄十年の楮押で現楮五万釜（根銀一丸＝四三匁で七〇〇貫目）と認めざるを得なかつた。帳面楮と現楮の差額は被楮（かづきこうぞ）とし、これの復旧のために増仕入と地下紙認可が行われた。増仕入と地下紙認可は、山代百姓の再生产にとって必須のものであり、この条件を欠いて起こつたのが、享保期の山代紙衰退であつたと考えられる。前期の増仕入が帳面楮を超えて漉かれる部分への投資であつたものが、中期では帳面楮の達成のための増仕入・地下紙認可に変わり、さらにその部分の不足によつて山代紙衰退を招いたと言えよう。

帳面楮は、享保十九年の楮検地によつて五万釜に減少した。現楮三万二三七五釜との差額は被楮とし、被楮の部分へは増仕入と新楮植え付け費用を投資することになった。元禄十年の被楮のマイナーチェンジである。寛保三年の楮石宥免は、帳面楮さえ押えておけば山代請紙制は維持されるとの判断があつたと考えられる。さらに後期の明和六年楮改では、帳面楮は四万六五三〇釜に減少したが、後期にあつては「歩通り」（現実の楮の出来を勘案してノルマを設定する）が七割前後となるなど、紙漉き量そのものが激減していく。

第四に、根銀は、大坂での紙価格を勘案して設定されたと考えられる。根銀の推移は、前期の承応期は一丸＝三〇匁、寛文期は同三七、八匁であり、これに「四割上り」と菰付銀（余慶）の「御売上り銀」（藩の売却益）が上乗せされる。断紙（増漉き紙）も、同じ設定である。中期の元禄期は、根銀一丸＝四三匁、「五割上り」・菰付銀が標準で

ある。この頃になると、前期に「本座紙」「しにせ」と謳われていた半紙の先進地山代紙が、諸国紙に追い付かれ、大坂での販売に苦戦するようになり、さらに宝永～元文期の「銀狂い」の影響（元文期まで）を受けて、物価の高騰に比しての「紙下直」が問題となる。宝永～元文期の一丸＝四五匁の本銀設定は、せめてもの和市対応であつたと考えられる。

こうした生産・流通・仕法内容の問題に加えて、享保期以降は虫枯れ・楮枯れ・大洪水などの自然災害が重なつた。とりわけ楮は、「天災之変ニ依而年々楮出来不出来有之」⁽²⁾もので、上納紙一丸不足すると七、八〇匁も出さざるをえず、小百姓は一年の不足で「門目を潰」すことになるという。

中期の山代紙の動向は以上の通りであり、後期のそれの分析は次稿に譲りたい。

註

(1) 御菌生翁甫『防長造紙史研究』（防長紙同業組合一九四一年。

本稿はマツノ書店一九七四年復刻版に拠つた）。

(2) 拙稿「萩藩前期の山代紙」（『山口大学文学会志』五九巻、二〇〇九年）。

(3) 承応二年四月十日「御両国御藏人物成を以指引物付立」（山口県文書館毛利家文庫「継立原書」一一）。以下毛利家文庫の

場合、文庫「繼立原書」一一のごとく略記。

庫「遠用物近世前期」一三三三八)。

- (4) 万治元年九月二十八日国元商人塙田屋久左衛門宛「当職手元役児玉就辰書状」(文庫「遠用物近世前期」八九八)

- (5) 慶安四年十二月三日「國元加判衆奉書」(東京大学史料編纂所益田家文書三一―三五「慶安四年諸所江之御狀并御奉書扣」)。

- (6) 「製紙録」(山口県文書館県庁伝来旧藩記録八二四・八二五・八二六)。

- (7) 寛文九年三月十二日「山代大目積覚」(益田家文書一八一―四)

- (8) 「縣令伝記」(文庫「地誌」四〇)に、「同年(延宝三)山代定和市、百目二付三石を武石六斗和市となり、諸役石割ニ成」とある。

- (9) 同九年七月二十一日「山代當内積覚」(益田家文書一七一―)

- (10) 同十年五月二十一日「寛文九年分漉立紙代銀并斷銀付立」(益田家文書一七一―)。

- (11) 同十年五月二十八日「寛文九年分山代漉立紙皆済付立」(益田家文書一七一―)。

- (12) 寛文八年「山代代官粟屋就政覚」(益田家文書一八一三)、これを「山代覺書」と略記。

- (13) 文庫「政理」七一。

- (14) 正徳二年二月三日「山代三老覺」。

- (15) 寛保三年「山代代官木梨弥右衛門書出」。

- (16) 延宝六年九月二十日「大坂留主居小方三郎左衛門書状」(文

- (17) 元禄二年十二月三日「紙之儀付而吉賀伊兵衛御国江被指下御用之一卷」(文庫「状控類」二の「御用状控」)。

- (18) 「製紙録」の元禄十四年二月十三日「山代三老覺」。

- (19) 「製紙録」の元禄十三年八月十二日「山代三老覺」。

- (20) 御園生翁甫『防長造紙史研究』四〇―四三頁所載「山代諸覚日記」。

- (21) 寛保三年七月「山代代官木梨弥右衛門書出」(「製紙録」)でも、「山代田畠石盛之儀茂余郡与違、土地不相應之高石ニ御座候、

- ケ様之儀旁兔角ハ楮方之德用を見込、石盛相成たると相見申候」と、紙を多く収納するためにわざと田畠の石盛が高くしてあると言つてゐる。

- (22) 御園生前掲書四四―四七頁所載「山代諸覚日記」。

- (23) 「製紙録」の宝永六年九月二十三日「山代三老覺」。

- (24) 文庫「地誌」四〇。

- (25) 拙稿「萩藩中期藩財政研究序説」(『やまぐち学の構築』五号、二〇〇九年)。

- (26) 坂家文書「遺塵抄」。

- (27) 「製紙録」の宝曆十年三月「都野正兵衛伝書」。

- (28) 「製紙録」の寛保三年七月「楮石一件寛保年御代官役木梨弥右衛門書出」。

- (29) 文庫「諸省」八五。

(30) 「縣令伝記」。

(31) 延享二年「従御家来中半知御馳走被召上候控」(文庫「政理」

四五)

(32) 「役人帳」(文庫「諸役」五四)。

追記 本稿は、『山口大学文学会志』第六〇巻に掲載の同題原稿を
転載するものである。本誌掲載の「萩藩中期藩財政の研究」
と内容が不可分の関係にあるために、読者の便宜をはかった
ものである。